

第22期第33回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和6年7月16日（火） 14：00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 小型いかつり漁業許可方針の一部改正について（協議）

資料1

(2) 筑前海区における新規の許可に係る制限措置等について（諮問）

資料2

(3) その他

4 追加議題

(1) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更等について（諮問）

追加資料1

小型いかつり漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり、区域ごとに許可する船舶等の上限を設ける。漁業許可は、下表に掲げる住所を有する者に対してのみ行うこととする。

区域名		許可する船舶等の数の上限	住所要件
県内		150 <u>152</u>	筑前海沿岸市町
県外	長崎県	当該年から起算して過去5年間の平均許可隻数の範囲内とする。	長崎県内
	佐賀県	筑肥連合海区漁業調整委員会の審議結果の範囲内とする。	佐賀県内

※許可する船舶等の数の上限を超えた申請があった場合は、小型いかつり漁業に係る許可の基準（別紙）に基づき許可するものとする。

(2) 船舶の総トン数

5トン以上20トン未満とする。

(3) 操業区域

筑前海区海面

(4) 漁業時期

4月1日から翌年3月31日まで

2 許可の有効期間

県内許可については、5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

県外許可については、1年又は一斉更新までの残存期間とする。

3 条件

(1) 次のアからカに掲げる海域においては操業してはならない。

ア 次の（ア）から（エ）までを順次に結んだ直線より南側の区域。

（ア）古賀市大字久保字花見の中川尻に設置した標識（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の陸側の境界の基点）

（イ）アから真方位287度10分、3,120メートルの点（筑共第9号と筑共第12号共同漁業権漁場の沖側の境界の基点）

（ウ）イから栗ノ上礁灯標を見通す線の延長線と、筑前大島灯台（宗像市）から真方位318度、2,000メートルの点と臼島灯標（佐賀県唐津市）を結ぶ線との交点

(エ) 臼島灯標

イ 筑共第7号共同漁業権漁場内（小呂島周辺）

ウ 筑共第10号共同漁業権漁場内（相島周辺）

エ 筑共第11号共同漁業権漁場内（栗ノ上礁周辺）

オ 筑共第2号共同漁業権漁場内（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち、福岡県筑前海区釣漁業協議会（以下「釣協」という。）に所属しない漁業者のみ適用）

カ 福岡県宗像市大島字沖島小屋島山頂より半径7,500m以内の海域。（筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ適用）

(2) 電気設備の制限

ア 集魚灯に使用できる電球の総設備容量は、45キロワット以内でなければならない。さらに、装着できる放電灯は、3キロワット以内のものが15灯以内でなければならない。

イ 装備できる放電灯装着用ソケット数は、15個以内で、かつ、装備できるハロゲン灯装着用ソケット数は6個以内でなければならない（放電灯装着用ソケット数とハロゲン灯装着用ソケット数の合計21個以内）。

(3) 許可番号の表示

操業中は、下記様式による許可番号を操舵室の両側に表示しなければならない。

フクイカ ○○○○ (許可番号)

地 の 色 : 黄 色
文字及び数字 : 黒 色

各文字及び数字の大きさは、縦8センチメートル以上とする。

なお、その太さは2センチメートル以上とする。

(4) 11月1日から12月20日の期間中、あわびを採捕してはならない。

(5) (1)に掲げる操業してはならない海域以外の海域のうち、次の(i)又は(ii)の海域に掲げる期間においては、なまこを採捕してはならない。

(i) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以西の海域
4月1日から9月30日の期間

(ii) の海域 次の基点第27号と、A線とB線の交点を通る直線以東の海域
5月1日から10月31日の期間

基点第27号 烏帽子鼻（北九州市若松区大字安屋）に設置した標柱より真方位169度42分31.5メートルの点に設定した標識（旧標柱跡）

A線 基点第27号から真方位347度の線

B線 旧2号浮標（世界測地系北緯34度2分37.7秒、東経130度47分56.5秒）と沖の島東端を結ぶ線

4 陸揚港の選定

県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者は、県内漁港のうち2港（主港・従港）を陸揚港として選定し、緊急時を除き原則として選定した陸揚港で陸揚げするものとする。なお、選定に当たっては、釣協の承認を得るものとする。

5 申請書の添付書類等

- (1) 許可申請一覧表
- (2) 操業計画書（別紙様式1）
- (3) 漁船原簿謄本（県外漁業者のみ）
- (4) 誓約書（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）（別紙様式2）
- (5) 設備状況調査表（別紙様式3）
- (6) ソケット設備確認証明書（別紙様式4）
- (7) 陸揚港承認証の写し（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）
- (8) ソケット設備状況を確認できる写真（県外漁業者及び筑前海沿岸市町に住所を有する者のうち釣協に所属しない漁業者のみ）

6 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この許可方針は令和3年12月14日から施行する。

（許可する船舶等の数の上限の見直し（県内、長崎県）、漁業調整規則第11条第5項に基づく許可の基準の策定）

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和5年7月20日から施行する。

附 則（条件の追加（あわび及びなまこの採捕禁止期間））

この改正許可方針（条件(4)(5)追加）は令和5年12月14日から施行する。県内については令和7年12月31日、県外（長崎県、佐賀県）にあつては令和5年12月14日から施行することとし、令和5年12月14日以前に許可した地区内からの新規許可又は承継許可は、従前の例による。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年1月17日から施行する。

附 則（許可枠の変更）

この許可方針は令和6年7月 日から施行する。

令和6年6月24日

福岡県農林水産部水産局漁業管理課
課長 秋本 恒基 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



小型いか釣漁業の許可枠拡大について（要望）

平素より、当漁協へのご指導、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

小型いか釣漁業は、安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また、刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

そのため、今年度新たに漁業者たちから、例年ヤリイカ等の漁獲量が増える来年春の漁期に向けて小型いか釣漁業許可を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いか釣漁業の許可枠拡大につきまして、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

新たに小型いか釣漁業許可を要望するもの 2名



令和6年6月24日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 様

福岡市漁業協同組合
代表理事組合長 藤野 秀司



小型いか釣漁業の許可枠拡大について（要望）

平素より、当漁協へのご指導、ご支援を賜り誠にありがとうございます。

小型いか釣漁業は、安定した漁業収入を目的として当組合でも多数の組合員が操業しています。また、刺し網や籠等の許可漁業と比べて必要資材が少なく、新規でも比較的操業しやすい漁業と認識しています。

そのため、今年度新たに漁業者たちから、例年ヤリイカ等の漁獲量が増える来年春の漁期に向けて小型いか釣漁業許可を要望する声が上がっています。

つきましては、県内小型いか釣漁業の許可枠拡大につきまして、何卒ご理解賜りますようお願いいたします。

記

新たに小型いか釣漁業許可を要望するもの 2名



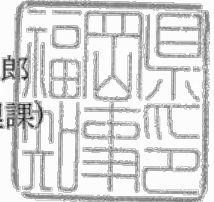
資料 2

(22-33 筑前漁調委)
(令和6年7月16日)

6 漁管第 6 2 7 号
令和 6 年 7 月 8 日

筑前海区漁業調整委員会
会長 富重 信一 殿

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)



筑前海区における知事許可漁業の新規許可に係る
制限措置等の公示について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条（以下「第42条」という。）第1項及び福岡県漁業調整規則（令和2年福岡県規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり制限措置の内容及び申請すべき期間を定めたいので、法第42条第3項及び規則第11条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第1項に基づく公示（筑前）

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置

漁業種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関 の馬力数	船舶の総 トン数	許可する 隻数	漁業を営む者の資格
小型いかつり漁業	小型いかつり	筑前海区海面	4月1日から翌年3月31日まで	—	5トン以上20トン未満	2	・筑前海沿岸市町に住所を有する者
小型機船底びき網漁業	手繰第三種なまこ桁網	筑前海区海面	11月1日から翌年4月30日まで	—	—	17	・北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者 ・当該地区（筑共第18, 19号）漁業権管理委員会の同意のある者
固定式刺し網漁業	固定式刺し網	筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	2	・北九州市若松区、小倉北区、戸畑区に住所を有する者
かご漁業	いかかご	筑前海区海面	2月5日から7月31日まで	—	—	2	・宗像市、遠賀郡、北九州市若松区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者
	雑魚かご	筑前海区海面	10月1日から翌年9月30日まで	—	—	2	・北九州市小倉北区に住所を有する者。 ・新規着業者については、漁業調整委員会の承認が得られた者。
たこつぼ漁業	たこつぼ	筑前海区海面	1月1日から12月31日まで	—	—	2	・北九州市門司区、北九州市小倉北区、北九州市戸畑区に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年8月1日から令和6年8月31日まで

追加資料 1

(22-33 筑前漁調委)
(令和6年7月16日)

6水第881号

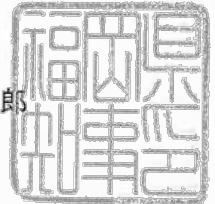
令和6年7月11日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の変更等について（諮問）

漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という)第16条第1項で、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めることとされています。

今般、「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量が変更されたことを受け、知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

併せて、くろまぐろの漁獲可能量に関する令和6管理年度における数量の融通等について、別紙の取扱いとしたいので、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の変更等について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・くろまぐろ（大型魚）について、令和6年6月5日に採捕停止命令が発出されたが、同年6月4日までの漁獲実績が13.3トンとなり、漁獲枠である12.4トンを0.9トン超過。
- ・このままでは令和7管理年度の漁獲枠から超過分が差し引かれることとなるため、大臣許可漁業や他県と融通し、くろまぐろ（大型魚）の漁獲枠を13.3トン以上にする必要がある。
- ・このため、水産庁が実施したくろまぐろに関する令和6管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通に係る要望調査に、くろまぐろ（大型魚）の漁獲枠3.0トンをくろまぐろ（小型魚）との交換で要望していたところ、全量の交換が可能であるとの回答が得られた。
- ・今般、既に令和6管理年度が開始されている、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」について定められた都道府県別漁獲可能量が変更となったため、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・このため、各特定水産資源の知事管理漁獲可能量を変更することについて、法第16条第5項において準用する同条第2項の規定※に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の変更について】

- ・「くろまぐろ（小型魚）」については国から定められた都道府県別漁獲可能量が20.5トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回本県に定められた都道府県別漁獲可能量が都道府県別漁獲可能量の融通により17.5トンに変更となったため、福岡県資源管理方針に基づき、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を17.5トンに変更したい。
- ・「くろまぐろ（大型魚）」についても、「くろまぐろ（小型魚）」と同様に、都道府県別漁獲可能量の融通によって変更となった都道府県別漁獲可能量の全量を、福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分し、15.4トンに変更したい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	管理年度	都道府県別漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分量	
くろまぐろ (小型魚)	4/1～ 3/31	(20.5 トン)	福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分	(20.5 トン)	漁業法第 16 条第 5 項に基づく知事管理漁獲可能量の変更
		17.5 トン		17.5 トン	
くろまぐろ (大型魚)	4/1～ 3/31	(12.4 トン)	福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分	(12.4 トン)	漁業法第 16 条第 5 項に基づく知事管理漁獲可能量の変更
		15.4 トン		15.4 トン	

※ () 内の数量は、変更前の数量

【融通等に伴う漁獲可能量の変更の事後報告について】

- ・国では、手続きの迅速化を図るため、予め水産政策審議会の了承を得た上で、事後報告による対応を可能としている。
- ・福岡県資源管理方針では、「くろまぐろ (小型魚)」、「くろまぐろ (大型魚)」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分することとしている。
- ・このため、融通等に伴う数量の変更は裁量の余地がない機械的な変更であることから、今後の融通等に伴う漁獲可能量の変更については、本県においても漁業調整委員会へ事後報告で対応することとする。

国

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
数量変更があった際の方針をあらかじめ審議会に諮問					6, 8月の数量変更を事後報告						11, 1月の数量変更を事後報告
		↑数量変更		↑数量変更			↑数量変更		↑数量変更		

現状
県

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		委員会に諮問		委員会に諮問			委員会に諮問		委員会に諮問		
		↑数量変更		↑数量変更			↑数量変更		↑数量変更		

漁獲可能量の変更に係る手続きのイメージ

【別紙】

- ・資料 1 融通等に伴う漁獲可能量の変更の事後報告について (別紙)
- ・資料 2 告示文 (案)
- ・資料 3 水産庁からの都道府県別漁獲可能量に係る通知
 - ① 「くろまぐろ (小型魚)」及び「くろまぐろ (大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知
 - ② 「くろまぐろ (小型魚)」及び「くろまぐろ (大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の変更の通知
 - ③ 「くろまぐろ (小型魚)」及び「くろまぐろ (大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の変更の通知
- ・資料 4 福岡県資源管理方針 (抜粋)

融通等に伴う漁獲可能量の変更の事後報告について (くろまぐろ)

1. 背景

くろまぐろについて、漁獲枠が非常に少ないことから、採捕停止命令が発出された場合など、可及的速やかに漁獲可能量を増枠させることが望まれている。

しかしながら、融通等により漁獲可能量を変更しようとする場合、1国からの意見照会、2県からの回答、3国からの通知、4漁業調整委員会への諮問、5県公報への掲載および国への報告という事務手続が必要となる。このうち、漁業調整委員会は開催の日程調整に時間を要するため、3の国からの通知後、2～3週間を要する場合があります、手続きの迅速化が必要である。

一方、国では、手続きの迅速化を図るため、予め水産政策審議会の了承を得た上で、事後報告による対応を可能としている。

2. 令和6管理年度の取扱い

令和6管理年度においては、くろまぐろの漁獲可能量に係る数量の融通のうち、県内漁業者団体の合意により行う融通に伴う数量の変更については、福岡県資源管理方針で、「くろまぐろ(小型魚)」、「くろまぐろ(大型魚)」ともに、管理区分が1つしかなく、都道府県別漁獲可能量の全量を知事管理区分に配分するとされており、裁量の余地がない機械的な変更であることから、漁業調整委員会には事後報告で対応できることとする。

3. 数量変更に伴う手続

融通等に伴う漁獲可能量の変更については、水産庁事務連絡のとおり、「軽微な変更」に該当するため、農林水産大臣の承認を要しない。このため、国からの都道府県別漁獲可能量の変更の通知を受領した時点で知事管理漁獲可能量を変更したとみなし、漁業法第16条第6項の規定により遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告する。

その後、直近で開催される漁業調整委員会において、数量を変更した旨を報告する。

4. 上記2によるもの以外の数量変更の取扱い

上記2によるもの以外の数量変更を行う場合には、事前に漁業調整委員会の意見を聞くこととする(漁業法第16条第5項において準用する同条第2項)。

福岡県告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 5 項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の令和 6 管理年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 6 年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定水産資源	福岡県に定められた都道府県別漁獲可能量	知事管理区分に配分する数量	
		知事管理区分	配分数量
くろまぐろ （小型魚）	17.5 トン	福岡県くろまぐろ （小型魚）知事管理 区分	17.5 トン
くろまぐろ （大型魚）	15.4 トン	福岡県くろまぐろ （大型魚）知事管理 区分	15.4 トン

5 水管第 2553 号
令和 5 年 12 月 21 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)
くろまぐろ (小型魚)	10.8 トン
くろまぐろ (大型魚)	7.9 トン

福岡県知事 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚) ※ 不等量交換	10.8 トン	10.8 トン
くろまぐろ (大型魚) ※ 不等量交換	7.9 トン	7.9 トン
くろまぐろ (小型魚) ※ 追加配分	10.8 トン	20.5 トン
くろまぐろ (大型魚) ※ 追加配分	7.9 トン	12.4 トン

6 水管第 1211 号
令和 6 年 7 月 11 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣臨時代理
国務大臣 伊藤 信太郎

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 6 管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ (小型魚)	20.5 トン	17.5 トン
くろまぐろ (大型魚)	12.4 トン	15.4 トン

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

(1) 水域

(2) 対象とする漁業

(3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-8 うるめいわし対馬暖流系群」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 まだい日本海西部・東シナ海系群」から「別紙2-13 がざみ福岡県海域（有明海）」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。